4　処分の原因となった事実　平成24年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年５月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本ユニシス株式会社　黒川　　茂　東京都江東区豊洲１－１－１　国土交通大臣許可（般・特―22）第5769号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年５月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月９日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年５月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日東レジン株式会社　増澤　圭三　東京都豊島区東池袋４―25―12　サンシャインサイド８階　国土交通大臣許可（般―19）第13236号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年５月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６６号
山形県南陽市下荻348番地の９
債務者　高橋　春美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１５０号
群馬県前橋市元総社町1298番地３
債務者　玉谷　泰章
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
群馬県前橋市元総社町1298番地３
債務者　玉谷とみえ
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６０号
群馬県前橋市山王町１丁目２番地９　山王ハイツ２―Ａ号
債務者　關　　和博
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
群馬県高崎市足門町1608番地２　ヴィレッジ足門Ⅱ106号
債務者　山下　　仁
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７１１号
埼玉県蕨市中央６丁目12番13号　ハピネス山口201号
債務者　大澤　友子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５３号
さいたま市北区大成町４丁目357番地　メゾンドブラン大宮302、旧住所さいたま市北区日進町２丁目４番地１　ベリーナフォート大宮304
債務者　角田陽一郎
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５４号
さいたま市北区大成町４丁目357番地　メゾンドブラン大宮302、旧住所さいたま市北区日進町２丁目４番地１　ベリーナフォート大宮304
債務者　角田みゆき
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
埼玉県吉川市吉川１丁目15番地９
債務者　船田　治伸
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
埼玉県所沢市大字南永井567番地の９
債務者　高山　晃一
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７号
千葉県山武郡横芝光町木戸8792番地12
債務者　大塚　修司
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
千葉県山武郡横芝光町北清水4554番地128
債務者　岡田　愛子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６９号
岐阜県中津川市中津川964番地の230
債務者　菅沼　幸治
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部